

アイヌ文化学習トランク貸出要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、公益財団法人アイヌ民族文化財団（以下「財団」という。）が運用するアイヌ文化学習トランク（以下「トランク」という。）の貸出について必要な事項を定めるものである。

（貸出対象者）

第2条 貸出対象者は、アイヌ文化への理解を深めること等を目的として貸出しを希望する団体で、次のいずれかに該当する団体（以下「借用団体」という。）とする。

- （1）初等中等教育機関、高等教育機関
- （2）専修学校、各種学校
- （3）青少年教育施設、社会教育関係団体
（※青少年教育施設、社会教育関係団体は、別添の施設、団体とする。）
- （4）その他理事長が認める団体

（貸出手続）

第3条 前条に該当する団体が借用を希望する場合は、原則として利用開始希望日の2週間前までに借用申請書（様式第1号）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、申請内容を審査し貸出を認める場合は、必要な条件を付し、借用承認書（様式第2号）を発行するものとする。

（貸出期間）

第4条 トランクの貸出は、運送期間を含めて原則2週間以内とする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、貸出期間を延長することができるものとする。

（貸出数量）

第5条 トランクの貸出数は、1借用団体につき1個とする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（貸出費用）

第6条 トランクの貸出に要する往復の運送費用は、借用団体の負担とする。ただし、特別の事情により、これによりがたい場合は、借用団体と財団が協議の上、費用負担について決定するものとする。

（返却）

第7条 借用団体は、貸出しを受けたトランクについて、アンケート（様式第3号）に記入の上、期間満了の日までに返却しなければならない。

2 期間満了後においてもトランクが返却されない場合は、電話で督促を行うものとする。

（亡失及び毀損）

第8条 借用団体がトランク及び内容物を亡失又は毀損したときは、直ちに書面により財団に報告し指示に従うものとする。

2 借用団体の故意または重大な過失によりトランクに損害を与えた場合は、その損害を賠償させることができるものとする。

(利用停止等)

第9条 理事長は、不都合な行為のあった借用団体に対して、利用停止等の措置をとることができるものとする。

(その他)

第10条 本要領に定めるほかトランクの貸出条件は、別紙のとおりとする。

附 則

この要領は、平成30年12月 日から施行する。

別 添

アイヌ文化学習トランク貸出要領第2条第3号に規定する「青少年教育施設」及び「社会教育関係団体」は、次の施設及び団体とする。

1 青少年教育施設

文部科学省が実施する社会教育長さで、青少年教育施設調査の調査対象とされている施設とする。

- ①少年自然の家
- ②青年の家
- ③児童文化センター
- ④その他青少年教育施設（※少年自然の家や青年の家と類似した目的を持ち、青少年の交流や学習支援を行うが、必ずしも青少年教育のみを行っているとは限らない施設。）

2 社会教育団体

社会教育法第10条の社会教育団体の定義では、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものとする」とされており、これに該当するものとしては、「婦人会」、「PTA」、「子供会」、「ボーイスカウト」、「ガールスカウト」、「青年団」に加え、スポーツや文化団体など多岐にわたるものがある。

各自治体では、構成員数や役員体制の確立、事業計画・事業予算の編成などの条件を満たしている場合に、社会教育関係団体として登録を認め、施設使用料の減免等を行っている。